

独立行政法人環境再生保全機構の第二期中期目標期間における業績実績評価書

1. 事項別個別評価

中期目標	中期計画	評価項目	各年度の評価結果					中期目標評価	中期目標の達成に向けた状況等
			評価の方法、視点等	H21	H22	H23	H24		
II. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	II. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	A	A	A	A	A	A	各項目の評価を踏まえると、5カ年を通じ、全体として適切な業務及びサービスの質の向上を図り、中期目標を十分達成している。
<p>機構は、良好な環境の保全を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献するとの役割と責任を十分果たすよう、関係者のニーズを十分に把握し、業務の改善・見直しを進め、広く情報提供を行い、業務の質の向上を図るものとする。</p>	<p>機構は、機構法に定める各種業務を行うことにより良好な環境の創出その他の環境の保全を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活に寄与するとともに人類の福祉に貢献するとの目的を達成するため、機構の有する能力等の有効活用を図るとともに、適切かつ国民にわかりやすい情報提供を広く行うように努め、関係者のニーズを的確に把握することにより不断に業務の改善・見直しを進め業務の質の向上を図りながら以下のとおり、各業務を遂行することとする。</p> <p>また、インターネット等を活用し、機構の事業、成果、各種の動向等について、即時性、透明性、双方向性の高い情報発信を行うとともに、アクセシビリティを念頭に置き、機構の提供するサービスの質の向上を目指す。</p>								
<公害健康被害補償業務>	<公害健康被害補償業務>	<公害健康被害補償業務>	A	A	A	A	A	A	公害健康被害補償業務に係る各項目の評価を踏まえると、5カ年を通じ、全体として順調な成果を上げ、中期目標を十分達成している。
	<p>公害健康被害者（被認定者）への補償給付等に必要な費用の一部をばい煙発生施設設置者又は特定施設設置者から徴収（汚染負荷量賦課金、特定賦課金）し、それらを公害に係る健康被害発生地域の都道府県等に納付する業務を行う。</p>								

中期目標	中期計画	評価項目	各年度の評価結果					中期目標評価	中期目標の達成に向けた状況等
			評価の方法、視点等	H21	H22	H23	H24		
1. 汚染負荷量賦課金の徴収	1. 汚染負荷量賦課金の徴収	1. 汚染負荷量賦課金の徴収	A	A	A	A	A	A	<p>納付義務者からの相談や質問等への的確な対応や、中期計画に基づいた計画的な実地調査により、収納率については、震災の影響を受けることなく一貫して平成19年度実績以上の水準（99.8%以上）を維持するとともに、すべての年度で計画額を上回る収納済額を達成しており、補償給付等の支給に必要な費用を確保している。</p> <p>また、民間競争入札の活用により、申告書の審査処理事務の一部等について民間委託等を行うことにより、申告書等の点検事務等に係る人員を1名削減するとともに、平成20年度比で7%以上の経費削減を行っている。</p> <p>さらに、賦課金の事務処理の効率化等を図るため、関係団体への直接的な働きかけを行うなどして、オンライン申告率が50%を超えたことなどは評価でき、中期目標を十分達成している。</p>
(1) 汚染負荷量賦課金の適正・公平な徴収	(1) 汚染負荷量賦課金の適正・公平な徴収	(1) 汚染負荷量賦課金の適正・公平な徴収							
汚染負荷量賦課金の適正・公平な徴収を図り、収納率を平成19年度実績の水準を維持することにより、補償給付等の支給に必要な費用を確保すること。	<p>①補償給付等の支給に必要な費用を確保するため、委託事業者への効果的指導及び納付義務者からの相談、質問事項等に的確に対応することにより、汚染負荷量賦課金の申告額に係る収納率99%以上を維持する。</p> <p>②納付義務者による適正な申告・納付を図り、虚偽申告等の不適切な事案を未然に防止するため、必要な人員を確保しつつ、一定規模以上の硫黄酸化物を排出している工場・事業場に対して、平成20年度実績に比し50%増の実地調査を計画的に実施する。</p>	<p>・汚染負荷量賦課金の申告額に係る収納率の状況</p> <p>・一定規模以上の硫黄酸化物を排出している工場・事業場に対する実地調査の実施状況</p>							

中期目標	中期計画	評価項目	各年度の評価結果					中期目標 評価	中期目標の達成に向けた状況等
			評価の方法、視点等	H21	H22	H23	H24		
(2) 汚染負荷量賦課金徴収業務の効率的実施	(2) 汚染負荷量賦課金徴収業務の効率的実施	(2) 汚染負荷量賦課金徴収業務の効率的実施							
<p>業務の効率性を高める観点から、本中期目標期間からは、汚染負荷量賦課金の納付態勢、申告書の審査処理事務の一部等についても民間委託等を行うこと。</p> <p>その際、これまで商工会議所へ委託していた事務と合わせて、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）に基づく民間競争入札を活用するとともに、人員及び経費について、具体的な削減目標を立てた上で、目標達成に向けた取組を行うこと。</p>	<p>①徴収業務について、平成21年度から、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）に基づく民間競争入札を活用した契約により、平成20年度実績に比し、7%以上の削減を図る。</p>	<p>・徴収業務について、民間競争入札の活用による経費の削減状況</p>							
	<p>②民間競争入札を活用した契約により申告書等の点検事務等に係る人員について、1名の削減を図る。</p>								

中期目標	中期計画	評価項目	各年度の評価結果					中期目標評価	中期目標の達成に向けた状況等
			評価の方法、視点等	H21	H22	H23	H24		
(3) 納付義務者等に対する効果的な指導及び提供するサービスの向上	(3) 納付義務者等に対する効果的な指導及び提供するサービスの向上	(3) 納付義務者等に対する効果的な指導及び提供するサービスの向上							
納付義務者に対して申告・納付に係る効果的な指導を図るとともに、汚染負荷量賦課金徴収業務の委託事業者に対する、適切な指導を行うこと。	①納付義務者からの相談及び質問等に的確に対応するとともに、納付義務者の利便性を向上するために、汚染負荷量賦課金専用ホームページの改善、汚染負荷量賦課金に係るシステム等の見直しを行う。	・納付義務者からの相談等に対する対応及び利便性向上のための措置状況							
	②汚染負荷量賦課金の徴収業務が円滑に進むように、委託事業者に対し委託業務の点検・指導、担当者研修会を行うなど、的確に業務指導を実施する。	・的確な業務指導を行うための措置状況							
	③汚染負荷量賦課金の事務処理の効率化を図るため、汚染負荷量賦課金のオンライン申請の一層の促進を図る。	・汚染負荷量賦課金のオンライン申請の促進状況							
2. 都道府県に対する納付金の納付	2. 都道府県等に対する納付金の納付	2. 都道府県等に対する納付金の納付	A	A	A	A	A	A	手引き等の見直しや都道府県等担当者への周知徹底は適切になされているとともに、納付業務システムの改良等により事務処理の効率化も図られている。 また、都道府県等におけるオンライン申請についても着実に推進され、当初の目標（70%）をはるかに超え全ての都道府県等においてオンライン申請に移行することができたところであり、中期目標を十分達成している。

中期目標	中期計画	評価項目	各年度の評価結果					中期目標 評価	中期目標の達成に向けた状況等
			評価の方法、視点等	H21	H22	H23	H24		
(1) 納付申請等に係る事務処理の効率化	(1) 納付申請等に係る事務処理の効率化	(1) 納付申請等に係る事務処理の効率化							
都道府県等が行う補償給付の支給及び公害保健福祉事業の適正な執行等を図るため、都道府県等との一層の連携・強化に努めること。	① 補償給付及び公害保健福祉事業に関する納付申請、納付請求、変更納付申請及び事業実績報告書（以下「納付申請等」という。）に係る提出書類の適正な作成方法等を支援するため、必要に応じて補償給付費納付金関係書類作成の手引等の見直しを行うなど、都道府県等の担当者への周知徹底を図る。	・納付申請等提出書類の手引き等の見直し及び都道府県担当者への周知徹底の措置状況							
	② 都道府県等が行う納付申請等の事務処理の効率化を図るため、都道府県等のニーズ等に対応した納付業務システムの見直しを行う。	・納付業務システムの見直し状況							
	③ 都道府県等が行う納付申請の手續の適正化を図るため、現地指導を実施する。現地指導においては、都道府県等の要望及び課題等を把握するとともに、関係情報を国及び都道府県等に提供する。	・都道府県等への現地指導の実施状況及び結果についての国等への情報提供状況							
(2) 納付金のオンライン申請の推進	(2) 納付金のオンライン申請の推進	(2) 納付金のオンライン申請の推進							

中期目標	中期計画	評価項目	各年度の評価結果					中期目標 評価	中期目標の達成に向けた状況等
			評価の方法、視点等	H21	H22	H23	H24		
納付金の申請等については、FD・オンライン申請により行われているが、都道府県等の事務負担の更なる軽減を図るため、本中期目標期間中の数値目標を定め、オンライン申請を推進すること。	都道府県等には、情報セキュリティ規程やシステム整備等の課題があるが、オンライン申請を促進するため、平成25年度までにオンライン申請の比率を、70%以上とする。	・オンライン申請の促進状況							
<公害健康被害予防事業>	<公害健康被害予防事業>	<公害健康被害予防事業>	B	A	A	A	A	A	公害健康被害予防事業に係る各項目の評価を踏まえると、5カ年を通じて順調な成果を上げ、中期目標を十分達成している。
	公害健康被害の補償等に関する法律に基づく旧第一種地域等の地域住民（以下「地域住民」という。）の慢性気管支炎、気管支ぜん息、ぜん息性気管支炎、肺気腫等（以下「ぜん息等」という。）の発症予防及び健康回復を図るため、調査研究、知識の普及及び研修を実施するとともに、地方公共団体が行う健康相談、健康診査、機能訓練事業、施設の整備等について助成を行う。								
1. 収入の安定的な確保と事業の重点化	1. 収入の安定的な確保と事業の重点化	1. 収入の安定的な確保と事業の重点化	A	A	A	A	A	A	公害健康被害予防基金については、経理部会計課で一元管理を行うなどの改善を図り適切な運用に努めることにより安定的な収入を確保している。 また、より事業効果の高いソフト3事業への重点化などにより効率化を図っており、中期目標を十分に達成している。

中期目標	中期計画	評価項目	各年度の評価結果					中期目標評価	中期目標の達成に向けた状況等
			評価の方法、視点等	H21	H22	H23	H24		
<p>公害健康被害予防基金(以下「予防基金」という。)の運用について、景気局面に対応して安全で有利な運用を図るとともに、予防基金の運用収入の減少見込みに対応して、事業の重点化・効率化を図ること。</p>	<p>公害健康被害予防基金の運用について、運用方針に基づき安全で有利な運用に努めるとともに、自立支援型公害健康被害予防事業補助金の活用により、収入の安定的な確保を図る。</p> <p>事業の実施に当たっては、地域住民のぜん息等の発症予防及び健康回復に直接つながる事業、局地的な大気汚染が発生している地域の大気汚染の改善を通じ地域住民の健康確保につながる高い効果が見込める事業等に重点化するなど、効率化を図る。</p>	<p>・公害健康被害予防基金の運用状況</p> <p>・事業の重点化、効率化の推進状況</p>							
<p>2. ニーズの把握と事業内容の改善</p>	<p>2. ニーズの把握と事業内容の改善</p>	<p>2. ニーズの把握と事業内容の改善</p>	B	B	A	A	A	A	<p>アンケート調査等により患者等のニーズの把握に積極的に取り組み、事業内容の改善に反映している。</p> <p>また、事業実施効果の定量的な指標による測定及び把握に努めることを目的として、事業参加者へのアンケート調査による満足度の把握や、事業全体の評価・分析も可能となる「集計・分析システム」の構築等を行っており評価できる。</p> <p>さらに、そらプロジェクトの調査結果を踏まえた事業の見直し等も行われており、中期目標を十分達成しているが、今後は、各地域において、現場の声が常に吸いあげられるような更なる工夫が望まれる。</p>

中期目標	中期計画	評価項目	各年度の評価結果					中期目標評価	中期目標の達成に向けた状況等
			評価の方法、視点等	H21	H22	H23	H24		
<p>効果的かつ効率的な業務を行うため、ぜん息等の患者、地域住民のニーズを的確に把握し、事業の改善を図ること。</p> <p>また、実施効果が、十分に把握されていない現状を踏まえ、事業の実効性を確保する観点から、本中期目標期間からは、事業実施効果の定量的な指標による測定及び把握に努め、その上で、客観的データに基づいた事業の評価・分析を行い、その結果を踏まえた事業内容を検討し、改善すること。</p> <p>さらに、環境省が平成22年度までの予定で「局地的大気汚染の健康影響に関する疫学調査（そらプロジェクト）」を実施していることを踏まえ、環境省とともに事業の実施方法を検討し、23年度以降速やかに見直すこと。</p>	<p>効果的かつ効率的に業務を行うため、ぜん息等の患者、地域住民の満足度やニーズを把握し、その結果を事業内容に的確に反映させることにより事業の改善を図る。</p> <p>また、ぜん息等の発症予防及び健康回復に直接つながる地方公共団体が行う健康相談、健康診査及び機能訓練事業について、事業対象者に対する調査及び研究を実施し、事業実施効果の測定及び把握に努め、専門家による事業の評価、分析を行い、その結果を踏まえた事業内容を検討し、改善する。</p> <p>さらに、平成22年度までの予定で「局地的大気汚染の健康影響に関する疫学調査（そらプロジェクト）」が実施されていることを踏まえ、環境省、地方公共団体等とともに、適切な事業実施方法を検討し、平成23年度以降速やかに見直しを行う。</p>	<p>・ぜん息等の患者、地域住民の満足度やニーズの把握及び改善状況</p> <p>・事業実施効果に関する調査・研究の実施及びその結果を踏まえた事業内容の改善状況</p> <p>・事業実施方法の見直し状況</p>							
3. 調査研究	3. 調査研究	3. 調査研究	B	A	A	A	A	A	<p>環境保健分野に係る調査研究については、ソフト3事業の根拠となる知見の確立等に資する研究に重点化しているとともに、環境改善分野については、都市の局地的な大気汚染に係る研究に重点化されている。</p> <p>また、研究課題の採択に当たっては公募制を導入し透明性の確保に努めるとともに、事業の達成度について外部有識者による評価を行い、その結果を調査研究内容にフィードバックさせるなど実践的な活用をしており、中期目標を十分達成している。</p>

中期目標	中期計画	評価項目	各年度の評価結果					中期目標 評価	中期目標の達成に向けた状況等
			評価の方法、視点等	H21	H22	H23	H24		
<p>(1) ぜん息等の発症予防、健康回復に関する環境保健分野及び大気環境の改善分野における調査研究の実施に当たっては、大気汚染の影響による健康被害を予防する上で、より効果の高い事業に重点化すること。</p> <p>また、調査研究課題については、重点分野等を中期計画で定め、公募制を導入し、透明性の確保を図ること。</p>	<p>(1) 環境保健分野に係る調査研究については、地域住民のぜん息等の発症予防・健康回復に直接つながる健康相談・健康診査・機能訓練事業の根拠となる知見の確立及び事業実施効果の適切な把握に係る課題に重点化し、また、大気環境の改善分野に係る調査研究については、局地的な大気汚染地域の改善に係る課題に重点化を図る。</p> <p>なお、新規に採択する調査研究課題については、公募制を導入し透明性の確保を図る。公募の実施に当たっては、ホームページ等を活用して広範な周知を図る。</p> <p>また、課題の採択については、外部の有識者による評価を行い、公募の締切日から60日以内に決定する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・環境保健及び環境改善に係る調査研究課題の重点化の状況 ・新規採択調査研究課題の公募制導入状況及び公募の周知状況 ・課題の採択に係る外部有識者による評価・決定状況 							
<p>(2) 調査研究事業の達成度については、外部有識者による年度評価及び事後評価を行い、その結果を調査研究活動や各分野における事業の展開等にフィードバックさせること。</p>	<p>(2) 各調査研究課題の外部有識者による評価として、各年度に年度評価を行うとともに、課題の終了後には事後評価を実施する。また、その評価結果については研究者へフィードバックし、次年度の研究内容（研究資源の配分、研究計画（中止を含む。））に反映させるほか、各分野における事業の展開にフィードバックさせる。</p> <p>さらに、研究成果については、研究発表会で公表するほか、ホームページ上で広く公開する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各調査研究課題の外部有識者による評価の実施及び評価結果の研究内容及び事業への反映状況 ・調査研究成果の公表状況 							

中期目標	中期計画	評価項目	各年度の評価結果					中期目標 評価	中期目標の達成に向けた状況等
			評価の方法、視点等	H21	H22	H23	H24		
4. 知識の普及及び情報提供の実施	4. 知識の普及及び情報提供の実施	4. 知識の普及及び情報提供の実施	B	A	A	A	A	A	<p>有用なパンフレットの作成やホームページの活用など、時宜にかなった知識の普及や情報提供を様々な方法で進めている。</p> <p>事業に対する評価についても、事業参加者等へのアンケート調査の回答者のうち80%以上の者から、5段階評価で上から2段階までの評価を得ている。</p> <p>また、ホームページの全面改訂を実施するなどしてアクセス件数の増加に努めており、中期目標を十分達成している。</p> <p>機構のホームページによる情報提供は見やすく多岐にわたり、我が国の大気汚染に関する多くの知見を得ることが出来る点で有用である。地方公共団体や環境 NGO 等との連携により一層努めるべきである。</p>

中期目標	中期計画	評価項目	各年度の評価結果					中期目標 評価	中期目標の達成に向けた状況等
			評価の方法、視点等	H21	H22	H23	H24		
環境保健及び大気環境の改善に関する最新の情報や知見について、知識の普及、情報の提供事業を積極的に行う。また、事業参加者等へのアンケート調査の回答者のうち80%以上の者から満足が得られるようにすること。	<p>(1) 地域住民のぜん息等の発症予防及び健康回復並びに地域の大気環境の改善に係る知識の普及を行うため、パンフレットの作成やぜん息等講演会の開催などの事業を積極的に実施する。</p> <p>各事業については、それぞれの事業内容についての評価を把握するため、当該事業が実施された年度の参加者、利用者に対するアンケート調査を実施する。アンケートの調査結果を事業に反映させることにより、有効回答者のうち80%以上の者から5段階評価で上から2段階までの評価を得ることを達成するなど、質の向上を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> パンフレットの作成やぜん息等講演会などの事業の実施状況 事業参加者、利用者に対するアンケート調査の実施状況及び回答者の評価結果の状況 							
	<p>(2) ホームページ等を活用し、各事業の実施を通じて得られた最新の知見や情報を幅広く積極的に提供する。</p> <p>そのため、最新情報の収集・整理を積極的に進めるほか、ホームページ利用者等のニーズの把握を行うとともに、ホームページの年間アクセス件数を今後5年間に20%以上の増となることを目標とし、その達成に努める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ホームページによる情報提供の実施状況及びアクセス状況 							

中期目標	中期計画	評価項目	各年度の評価結果					中期目標評価	中期目標の達成に向けた状況等
			評価の方法、視点等	H21	H22	H23	H24		
5. 研修の実施	5. 研修の実施	5. 研修の実施	B	A	A	A	A	A	<p>コメディカルスタッフを対象とした指導者養成研修など受講者アンケートによるニーズ等を踏まえた研修や、eラーニング学習システムの運用開始など、事業実施に必要な知識を習得するための取組がなされている。</p> <p>事業に対する評価についても、受講者へのアンケート調査の回答者のうち80%以上の者から、5段階評価で上から2段階までの評価を得ており、中期目標を十分達成している。</p> <p>なお、研修の質的なものについては問題ないが、受講者の増加には、ニーズに応じた研修内容の更なる改善等一層の努力が求められる。</p>
<p>地方公共団体が実施する健康被害予防事業の従事者が事業への理解を深め、事業実施に必要な知識を習得するための研修を実施すること。</p> <p>また、受講者へのアンケート調査の回答者のうち80%以上の者から満足が得られるようにすること。</p>	<p>地方公共団体が実施する健康相談事業、健康診査事業、機能訓練事業及び大気環境の改善事業の従事者を対象に、各事業への理解を深めるとともに事業実施に必要な知識及び技術を理論的・実践的に習得することを目的とした効果的な研修を実施する。</p> <p>また、研修ニーズを把握し、その内容を研修のカリキュラム作成（講座内容、講師）等に反映させることにより、有効回答者のうち80%以上の者から5段階評価で上から2段階までの評価を得ることを達成するなど、質の向上を図る。</p>	<p>・研修の実施状況</p> <p>・参加者の評価結果を踏まえた研修の質の向上の状況</p>							

中期目標	中期計画	評価項目	各年度の評価結果					中期目標評価	中期目標の達成に向けた状況等	
			評価の方法、視点等	H21	H22	H23	H24			H25
6. 助成事業	6. 助成事業	6. 助成事業	A	A	A	A	A	A	事業実施効果の測定等の調査結果を踏まえて、事業内容の改善が適切に行われている。 また、ぜん息等の発症予防・健康回復に直接つながるソフト3事業や、局地的な大気汚染改善につながる事業に重点化を図っており、中期目標を十分達成している。	
助成事業については、対象となる地方公共団体及び地域住民のニーズを反映し、重点化を図ること。	<p>(1) 環境保健分野に係る助成事業については、健康相談事業、健康診査事業、機能訓練事業等地域住民のぜん息等の発症予防及び健康回復に直接つながる事業に重点化を図る。</p> <p>また、事業内容については、関係地方公共団体や地域住民のニーズを把握し、地域住民が参加しやすく、より効果的なぜん息等の発症予防及び健康回復を図るものとする。</p> <p>なお、健康相談、健康診査及び機能訓練事業については、事業対象者に対する調査及び研究を実施し、専門家による事業の評価、分析を行い、その結果を踏まえた事業内容を検討し、改善する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・環境保健分野に係る助成事業の重点化の状況 ・関係地方公共団体や地域住民のニーズの把握状況及び効果的な事業内容とするための取組状況 ・調査研究の実施及びその結果を踏まえた事業内容の改善状況 								
	(2) 大気環境の改善分野に係る助成事業については、地方公共団体等のニーズを反映しつつ、高い効果を見込める局地的な大気汚染地域の改善を中心とする事業で、国、地方公共団体の施策を補完して機構が特に取り組む必要性の高いものに重点化を図る。	・大気環境の改善分野に係る助成事業の重点化の状況								

中期目標	中期計画	評価項目	各年度の評価結果					中期目標評価	中期目標の達成に向けた状況等
			評価の方法、視点等	H21	H22	H23	H24		
<地球環境基金業務>	<地球環境基金業務>	<地球環境基金業務>	A	A	A	A	A	A	地球環境基金業務に係る各項目の評価を踏まえると、5カ年を通じて順調な成果を上げ、中期目標を十分達成している。
	環境保全に取り組む民間団体の活動を支援するため、民間団体（NGO/NPO）による環境保全活動に対する助成（助成事業）を行うとともに、調査研究、情報の収集、整理及び提供並びに研修（振興事業）を実施する。								
1. 助成事業に係る事項	1. 助成事業に係る事項	1. 助成事業に係る事項	A	A	A	A	A	A	<p>助成年数が3年を超す固定化した助成はなく、また、地球環境基金の助成を受けた事のない団体を対象とした助成を行うなど、環境活動の裾野を広げるための取組がなされている。</p> <p>また、東日本大震災やリオ+20に関連する環境保全活動への助成など時宜に合わせた特別助成がなされるとともに、第三者による助成専門委員会における重点配慮事項に沿った助成の重点化が図られている。</p> <p>さらに、助成金の支払に当たっての平均処理期間も各年度ともに平成20年度実績より短縮されるとともに、ホームページによる活動事例等の情報提供や助成の少ない地域における説明会の開催など利用者の利便性の向上も図られている。</p> <p>加えて、第三者による委員会の事後評価についても、現地調査を踏まえた評価が行われ、その結果も募集案内に反映されるなど適切に実施されており、中期目標を十分達成している。</p>

中期目標	中期計画	評価項目	各年度の評価結果					中期目標 評価	中期目標の達成に向けた状況等
			評価の方法、視点等	H21	H22	H23	H24		
(1) 助成先の固定化の回避	(1) 助成先の固定化の回避	(1) 助成の固定化の回避							
<p>助成金が特定の団体への恒常的資金として固定しないよう、一つの事業に対する助成継続年数は原則として3年間、特段の事情がある場合でも5年間を限度とする。</p> <p>また、これまでに基金の助成金を受けたことのない団体を対象とした助成を行うなどにより、環境活動の裾野を広げるための取組の推進を図ること。</p>	<p>一つの事業に対する助成継続年数は、3年間を限度とし、特段の事情がある場合でも5年を超えないこととするを募集要領に明記し厳正に履行する。</p> <p>また、これまで地球環境基金の助成金を受けたことのない団体を対象とした助成を行うことなどにより、助成対象の裾野の拡大のための取組を進める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 一つの事業に対する助成継続年数の状況 助成対象の裾野の拡大のための取組の推進状況 							
(2) 助成の重点化等	(2) 助成の重点化等	(2) 助成の重点化等							
<p>助成対象については、地球温暖化防止、3R（リデュース、リユース、リサイクル）、生物多様性の保全等、環境基本計画の重点分野等の国の政策目標や社会情勢等を勘案して助成の重点化を図り、第三者による委員会の評価等を踏まえて縮減を図ること。</p>	<p>助成対象については、地球温暖化防止、3R（リデュース、リユース、リサイクル）、生物多様性の保全等環境基本計画の重点分野等の国の政策目標や社会情勢等を勘案した分野に、また海外の助成対象地域については、開発途上地域のうちアセアン地域などのアジア太平洋地域を中心とする地域に重点化を図り、第三者による委員会の評価等を踏まえて縮減を図ること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 助成対象分野及び助成対象地域の重点化の状況 第三者委員会による評価の状況 							
(3) 処理期間の短縮	(3) 処理期間の短縮	(3) 処理期間の短縮							
<p>助成金の支給に当たり、厳正な審査を引き続き実施しつつ、1件当たりの平均処理期間については、平成20年度実績を維持すること。</p>	<p>助成金の支給に当たり、厳正な審査を引き続き実施しつつ、事務手続の効率化を図ること、担当者の審査能力向上を図ること等により、支払申請書受付から支払までの1件当たりの平均処理期間を4週間以内とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 助成金の支給に係る支払申請書受付から支払までの1件当たりの平均処理期間の状況 							

中期目標	中期計画	評価項目	各年度の評価結果					中期目標 評価	中期目標の達成に向けた状況等
			評価の方法、視点等	H21	H22	H23	H24		
(4) 第三者機関による評価を踏まえた対応	(4) 第三者機関による評価を踏まえた対応	(4) 第三者機関による評価を踏まえた対応							
民間団体の代表者等の参加を得た評価委員会等の第三者による事業の成果の評価を踏まえ、助成金交付の募集要領・審査方針の見直しを行うこと。	民間団体の代表者等の参加を得た第三者による委員会等により、毎年具体的な助成金交付に係る募集要領と審査方針を策定の上審査を行い、結果を公表する。 助成した事業の成果についても評価を行い、評価結果を公表するとともに、募集要領と審査方針に反映させる。	<ul style="list-style-type: none"> 第三者による委員会等による助成金交付に係る募集要領と審査方針の策定及び審査結果の公表状況 助成事業の成果に係る評価の実施・公表状況及び募集要領等への反映状況 							
(5) 利用者の利便向上を図る措置	(5) 利用者の利便向上を図る措置	(5) 利用者の利便向上を図る措置							
募集時期の早期化を図り、年度の早い時期に助成金の交付決定を行い、各種申請等の電子化等により利用者の利便の向上を図ること。	①募集時期の早期化を図り、年度末助成金支払事務との調整、継続案件の事前審査等を行うことにより、助成案件の内定及び交付決定通知について、これまでで最も早期に行った平成20年度の水準（内定については4月15日、交付決定については7月2日）で維持する。	<ul style="list-style-type: none"> 募集時期、助成案件の内定及び交付決定通知の早期化の取組状況 							
	②毎年度の助成金案件募集の際に募集案内、各種申請書等の様式をホームページからダウンロードできるようにすること、助成金募集に係る説明会を開催すること等により、助成金交付要望団体や助成先団体への利便性を図る。	<ul style="list-style-type: none"> 募集案内、各種申請書等のホームページ上での利用に係る措置及び説明会開催状況 							
	③助成先団体一覧、活動事例及び評価結果をホームページで紹介すること等により、より広範な情報提供を行う。	<ul style="list-style-type: none"> 助成先団体一覧、活動事例及び評価結果のホームページでの情報提供状況 							

中期目標	中期計画	評価項目	各年度の評価結果					中期目標 評価	中期目標の達成に向けた状況等
			評価の方法、視点等	H21	H22	H23	H24		
2. 振興事業に係る事項	2. 振興事業に係る事項	2. 振興事業に係る事項	A	A	A	A	A	A	調査事業については、ニーズを踏まえ、NGO・NPO 活動状況調査への重点化がなされるところに、東日本大震災に伴う洋上漂流物に対する日米の NGO による連携調査事業が行われるなど、我が国の政策目標等に沿った調査がなされている。 また、研修事業についても、ニーズを踏まえた研修カリキュラムの見直しなどが行われている。 さらに、事業に対する評価についても、受講者へのアンケート調査の回答者のうち 80% 以上の者から、5 段階評価で上から 2 段階までの評価を得ており、中期目標を十分達成している。
(1) 調査事業、研修事業の重点化	(1) 調査事業、研修事業の重点化	(1) 調査事業、研修事業の重点化							
調査事業について、国の政策目標等に沿った課題に重点化を図ること。 また、研修事業についても、環境保全に取り組む民間団体の人材育成という観点から効果の高い事業に重点化すること。	調査事業について、重点施策等国の政策目標や民間団体等のニーズに沿った課題に重点化を図る。 また、研修事業についても、環境保全に取り組む民間団体の人材育成という観点から効果の高い事業に重点化すること。	・調査事業及び研修事業の重点化の状況							
受講者へのアンケート調査の回答者のうち 80% 以上の者から満足が得られるようにすること。	研修ニーズを把握し、その内容を研修カリキュラム作成（講座内容、講師）等に反映させることにより、受講者に対するアンケート調査結果が「有意義であった」との評価を有効回答者のうち 80% 以上から得られるようにするなど、質の向上を図る。	・研修の実施状況 ・参加者の評価結果を踏まえた研修の質の向上の状況							

中期目標	中期計画	評価項目	各年度の評価結果					中期目標評価	中期目標の達成に向けた状況等
			評価の方法、視点等	H21	H22	H23	H24		
3. 地球環境基金の運用等について	3. 地球環境基金の運用等について	3. 地球環境基金の運用等について	A	A	A	A	A	A	<p>ホームページ、広報誌等による広報の充実や、不要になった本による募金など様々な寄付金受入方策の実施により、中期計画における寄付の目標額（226,192千円）を上回る寄付金（237,621千円）の受入を達成している。</p> <p>また、地球環境基金の運用についても、景気局面に対応して安全で有利な運用がなされており、中期目標を十分達成している。</p> <p>なお、今後においては、我が国として、このような環境団体全体への支援が増加する方策を検討していくべきである。</p>
<p>地球環境基金の増額を図るため、積極的に募金獲得活動等を行い、本中期目標期間中における具体的な目標を設定した上で、目標達成に向けた措置を講ずること。</p> <p>また、地球環境基金の運用について、景気局面に対応して安全で有利な運用を図ること。</p>	<p>地球環境基金の拡充に向けて、広報募金活動の充実強化を図る。このため、広報活動の充実などを図り、地球環境基金事業の役割に対する国民・事業者等の理解を得て、中期計画期間中の募金等の総額が平成20年度末までの5カ年間の出えん金の総額を上回るよう募金等の活動を行う。</p> <p>また、地球環境基金の運用につき、資金の管理及び運用に関する規程に基づく地球環境基金の運用方針に従って安全で有利な運用に努める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報募金活動の取組状況 ・ 寄付金の受入状況 ・ 地球環境基金の運用状況 							

中期目標	中期計画	評価項目	各年度の評価結果					中期目標評価	中期目標の達成に向けた状況等
			評価の方法、視点等	H21	H22	H23	H24		
<ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務>	<ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務>	<ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務>	B	A	A	A	A	A	ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務については、助成金の円滑な交付及び実施状況の公表などが適切に行われており、中期目標を十分達成している。
助成業務の遂行に際しては、審査基準及びこれに基づく事業の採択について透明性・公平性を確保する。また、これら審査基準とあわせ、助成対象事業の実施状況等結果を公表すること。	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の円滑な実施を支援するため、中小企業者等が保管するポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理に要する費用の軽減(軽減事業)及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理に際しての環境状況の監視・測定、安全性の確保に係る研究・研修の促進(振興事業)に要する費用について、環境大臣が指定する者に対し助成する。 本助成金の交付の透明性・公平性を確保するため、審査基準及びこれに基づく事業の採択、並びに助成対象事業の実施状況等をホームページ等において公表する。	・助成の実施状況 ・助成に係る審査基準、これに基づく事業の採択及び助成対象事業の実施状況等の公表状況							
<維持管理積立金の管理業務>	<維持管理積立金の管理業務>	<維持管理積立金の管理業務>	A	A	A	A	A	A	維持管理積立金の管理業務については、積立金の管理システムを充実するとともに、安全性の確保に努め適切な運用を行うなどしており、中期目標を十分達成している。
最終処分場維持管理積立金については、資金の性質、積立及び取戻しの状況に応じた最善の運用方法により運用すること。 また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく維持管理積立金の積立者に対し運用状況等の情報提供を行う等、透明性の確保に努めること。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、廃棄物の最終処分場の設置者が埋立処分終了後に適正な維持管理を行うため、必要な費用を環境再生保全機構に積み立てる。 本積立金について、安全性の確保を優先し確実な取戻しを確保しつつ、積立て及び取戻しの状況を考慮した適切な運用を図る。 また、本積立金の積立者に対し運用状況等の情報提供を行う等、透明性を確保し、運用利息額等を毎年度定期的に通知する。	・維持管理積立金の積立状況 ・維持管理積立金の運用状況 ・維持管理積立金の積立者に対する運用状況等の情報提供の状況							

中期目標	中期計画	評価項目	各年度の評価結果					中期目標評価	中期目標の達成に向けた状況等
			評価の方法、視点等	H21	H22	H23	H24		
<石綿健康被害救済業務>	<石綿健康被害救済業務>	<石綿健康被害救済業務>	A	A	A	A	A	A	石綿健康被害救済業務に係る各項目の評価を踏まえると、5カ年を通じて順調な成果を上げ、中期目標を十分達成している。
	石綿による健康被害の迅速な救済を図るため、石綿による健康被害を受けた方及びその遺族に対する医療費等の救済給付を支給する等の業務を行うとともに、石綿健康被害者が今後とも長期間にわたり増加する傾向にあると見込まれることから、これに備えた取り組みを行う。								
1. 救済制度の広報の充実、申請者等への相談の実施	1. 救済制度の広報の充実、申請者等への相談の実施	1. 救済制度の広報の充実、申請者等への相談の実施	A	A	A	A	A	A	救済制度の周知徹底を図るため、広報対象ごとに媒体を選択した広報実施計画を定め様々な方法を用いた幅広い広報が行われており、多くの努力が払われている点は評価できる。 また、患者等からの相談を直接受ける住民相談会の開催など、制度利用者の満足度を高めるためのきめの細かい対応を行っており、中期目標を十分達成している。 今後とも、きめ細かな相談体制の維持・充実と、さらなる効果的な広報に取り組まれない。
(1) 救済制度について国民の認知度を高めるため、具体的な広報計画を策定し、積極的に救済制度を国民に周知すること。	(1) 年度計画を定めて多様な広報媒体を活用し、確実かつ広範な広報とともに、都道府県に加え市町村及び関係団体等との連携を図りつつ、地域性等にも考慮したきめ細かで効果的な広報を実施する。	・効果的な広報の実施状況							
(2) 制度利用者の満足度を高めるため、相談や申請等に係る利便性の向上に向けた取組を行うこと。	(2) 救済制度に関する相談・質問事項等に対応するため、無料電話相談や相談窓口を通じて、救済給付制度及び申請手続の説明を行うなど迅速な救済を図る。	・救済制度に関する相談等への対応状況							

中期目標	中期計画	評価項目	各年度の評価結果					中期目標評価	中期目標の達成に向けた状況等
			評価の方法、視点等	H21	H22	H23	H24		
2. 制度運営の円滑化等	2. 制度運営の円滑化等	2. 制度運営の円滑化等	A	A	A	A	A	A	アンケート調査によりニーズ等を的確に把握し救済制度の適切な運営や広報業務等に反映している。 また、医療機関等に対する申請手続等の周知がなされるとともに、セミナー等の実施による診断技術の向上も図られている。 さらに、情報公開も適切になされている。 以上により、中期目標を十分達成している。 なお、潜在的な被害者は多数存在すると予想されることから、引き続き積極的な情報提供が必要である。
(1) 認定患者等のニーズの把握に努め、制度の運営や広報活動等に反映させること。	(1) 認定患者等に対するアンケート調査を行い、認定患者等の状況、ニーズを的確に把握し、救済制度の適切な運営、広報業務等に反映させる。	・認定患者等に対するアンケートの実施状況及び救済制度の適切な運営等への反映状況							
(2) 医療機関等との連携、調査、情報収集、指定疾病に関する知識の普及等、業務実施の円滑化に向けた取り組みを行うこと。	(2) 認定業務を円滑に実施するため、医療機関等に対して、申請手続等の周知を図るとともに、セミナー等により診断技術の向上のための場を提供する。	・医療機関等に対する申請手続等の周知及び診断技術の向上のための取組状況							
	(3) 環境省や他の関係機関とも連携し、中長期的視点も踏まえた業務実施の円滑化に役立つ調査や情報収集を行う。	・業務実施の円滑化に役立つ調査や情報収集の実施状況							
(3) 制度の透明性を確保するため、認定や給付の状況など、救済制度の運用状況の公開を図ること。	(4) 認定や給付の状況など、救済制度の運用について随時及び年次で情報を公開する。	・救済制度の運用に関する情報公開の実施状況							

中期目標	中期計画	評価項目	各年度の評価結果					中期目標評価	中期目標の達成に向けた状況等
			評価の方法、視点等	H21	H22	H23	H24		
3. 認定・支給の適正な実施	3. 認定・支給の適正な実施	3. 認定・支給の適正な実施	A	A	A	A	A	A	<p>認定申請の処理状況については、不備のある認定申請書類について医療機関に資料作成の協力を求めるなどの処理期間短縮に向けた取組により、認定等の決定に係る事務処理日数は大幅に短縮されている。</p> <p>また、救済給付の審査・支給状況についても、関係省庁等との連携により効率化が図られるなどしており、認定後から支給までの事務処理期間が短縮されており、中期目標を十分達成している。</p> <p>なお、施行前死亡者の遺族からの請求は、処理日数の短縮が図られているものの、労災保険制度との関係で、依然として1年程度の期間を要しており、今後とも、厚生労働省との密接な連携等により処理期間の短縮に努めることが望まれる。</p>
(1) 医療費の支給に係る認定申請及び特別遺族弔慰金等の支給に係る請求について、迅速かつ適切な処理を行うこと。	(1) 患者等の増加傾向にともない、認定等についての業務量の増加が見込まれるため、認定等に係る事務処理を迅速かつ的確に行うとともに、保健所等での円滑な受付などの確保を図る。	・ 認定申請の処理状況							
(2) 各種給付について認定後、迅速かつ適正な支給を行うこと。	(2) 認定患者等の増加傾向にともない、支給についての業務量の増加が見込まれるため、医療費等の支給に係る事務処理を迅速かつ的確に行う。	・ 救済給付の審査・支給状況							
4. 安全かつ効率的な業務実施体制の構築	4. 安全かつ効率的な業務実施体制の構築	4. 安全かつ効率的な業務実施体制の構築	A	A	A	A	A	A	<p>認定申請等の情報を適切に管理する「認定・給付システム」の構築が行われるなど、電子化による効率化が進められるとともに、セキュリティ対策についても、個人情報の適切な管理が行われており、中期目標を十分達成している。</p>

中期目標	中期計画	評価項目	各年度の評価結果					中期目標評価	中期目標の達成に向けた状況等
			評価の方法、視点等	H21	H22	H23	H24		
業務の一層の電子化による効率化を進めるとともに、セキュリティの確保を図り個人情報を適切に管理すること。	(1) 認定申請・給付請求から給付に至るまでの情報を適切に管理するシステムを構築し、セキュリティが確保された的確な運用を図るとともに、認定、給付の状況についてのデータをもとに業務の適切な運用を図る。	・情報管理システムの構築・運用状況							
	(2) 申請者、請求者等の個人情報の保護を図るため、申請書類等の取扱いに関する規則を定め、各業務の担当課長を管理者として管理を厳格に行う。	・個人情報保護に係る対応状況							
5. 救済給付費用の徴収	5. 救済給付費用の徴収	5. 救済給付費用の徴収	A	A	A	A	A	A	特別事業主に対する徴収が適切に行われるとともに、未申告・未納付の船舶所有者に対して督促等を行い収納に努めるなどしており、中期目標を十分に達成している。 なお、船舶所有者に対しては、引き続き意識の向上を図る必要がある。
救済給付の支給に必要な費用を確保するため、納付義務者に対し制度への理解を求め、拠出金を徴収すること。	救済給付の支給に必要な費用を確保するため、納付義務者に対し納付手続に係る周知を図り、適切に拠出金を徴収する。	・納付義務者に対する納付手続に係る周知状況 ・拠出金の徴収状況							
6. 救済制度の見直しへの対応	6. 救済制度の見直しへの対応	6. 救済制度の見直しへの対応	A	A	A	A	A	A	特別遺族弔慰金の請求期限の延長等の救済制度の見直しについては、関係機関と連携し周知徹底を図っているところであり、中期目標を十分に達成している。
法律の規定に基づく見直しの結果を踏まえ、その実施に必要な対応を行うこと。	法律に規定されている見直し結果を受けて、その適切な実施に必要な対応を行う。	・法律に規定されている見直し結果を受けての対応状況							

中期目標	中期計画	評価項目	各年度の評価結果					中期目標 評価	中期目標の達成に向けた状況等
			評価の方法、視点等	H21	H22	H23	H24		
Ⅲ. 業務運営の効率化に関する事項	Ⅲ. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	Ⅱ 業務運営の効率化に関する事項	A	A	A	A	A	A	各項目の評価を踏まえると、5カ年を通じ、全体として適切な業務運営を行い、中期目標を十分達成している。
1. 組織運営	1. 組織運営	1. 組織運営	A	A	A	A	A	A	<p>管理部門等の組織体制については、予防事業部等の4部において1課ずつ計4課削減するなどの合理化や石綿救済法の見直しに併せた組織の改編を行っている。また、人員についても、管理部門及び事業管理部の常勤職員数を平成21年度の期首に対して約12%削減（6名削減）しており、中期計画を着実に実行している。</p> <p>また、中期計画の初年度目に、外部有識者を含むコンプライアンス推進委員会を設置した上で役職員向けの「コンプライアンス・マニュアル」を策定しつつ、翌年度以降の毎年度において、役職員を対象とした研修を実施するなどして、内部統制の強化を図っている。</p> <p>さらに、大阪支部については、平成25年6月末に廃止し、実施していた業務を本部において継承しており、中期目標を十分達成している。</p>
	環境政策の実施機関として機構が担う業務を着実に実施するとともに環境問題の動向に迅速かつ適切に対応しうるような組織体制を構築するため、組織編成、人員配置、人事評価制度、職員研修等の業務運営体制について、継続的に見直しを行う。								
(1) 組織体制及び人員の合理化目標の明確化	(1) 組織体制及び人員の合理化の明確化	(1) 組織体制及び人員の合理化の明確化							

中期目標	中期計画	評価項目	各年度の評価結果					中期目標 評価	中期目標の達成に向けた状況等
			評価の方法、視点等	H21	H22	H23	H24		
業務をより効率的及び合理的に実施する観点から、事務及び事業の見直しを踏まえた現行の管理部門等の組織体制並びに人員の合理化に向けた計画を中期計画等において具体的に記載し、その計画を着実に実行すること。	管理部門（総務部・経理部）については、一層の事務処理の効率化を図る。事業部門については、業務の進捗状況に応じた組織編成、人員配置を行い、効率的な業務体制を構築する。 なお、合理化に向けた組織体制等の基本的事項については、「Ⅷ. 2. 職員の人事に関する計画」に定め、具体的な合理化に向けた計画については、年度計画において明示する。	・管理部門の事務処理の効率化の状況 ・事業部門の効率的な業務体制の構築状況							
(2) 内部統制（コンプライアンス）の強化	(2) 内部統制（コンプライアンス）の強化	(2) 内部統制（コンプライアンス）の強化							
役職員の法令遵守、管理職員の権限を明確にするなど、業務の適正な執行等の徹底を図るため、コンプライアンスを実践するための手引き書である「コンプライアンス・マニュアル」等を速やかに策定し、職員に対する研修を計画的に実施するとともに、内部監査結果等について、業務運営への確に反映させるなど、内部統制の強化を図ること。 また、第三者を含めた委員会等により、内部統制の運用状況等を確認し、あわせて監事による内部統制についての評価を実施すること。	役職員の法令遵守、管理職員の権限を明確にするなど、業務の適正な執行等の徹底を図るため、コンプライアンスを実践するための手引き書である「コンプライアンス・マニュアル」等の速やかな策定及び活用、職員に対する研修を計画的に実施するとともに、内部監査結果等について、業務運営への確に反映させるなど、内部統制の強化を図ること。 また、第三者を含めた委員会等により、内部統制の運用状況等を確認し、あわせて監事による内部統制についての評価を実施すること。	・内部統制の取組状況 ・第三者を含めた委員会等による内部統制の運用状況等の確認、監事による内部統制の評価の実施状況							
(3) 大阪支部の廃止 大阪支部の事務については、業務運営の効率化を図る観点から、本部において実施することとし、大阪支部は、本中期目標期間中に廃止すること。	(3) 大阪支部の事務については、業務運営の効率化を図る観点から、本部において実施することとし、大阪支部は、平成 25 年度に廃止する。	・大阪支部の廃止に向けた措置状況							

中期目標	中期計画	評価項目	各年度の評価結果					中期目標評価	中期目標の達成に向けた状況等
			評価の方法、視点等	H21	H22	H23	H24		
(4) 石綿健康被害救済業務に係る組織体制の見直し 石綿による健康被害の救済に関する法律(平成18年法律第4号)に規定されている政府の見直しに併せ、石綿健康被害救済部を中心に組織全体を見直す。その際、石綿健康被害救済業務に増員が必要な場合は、機構全体の既存業務の合理化、見直し等により確保することとし、組織の肥大化を招くこととならないようにすること。	(4) 石綿による健康被害の救済に関する法律(平成18年法律第4号。以下「石綿健康被害救済法」という。)に規定されている政府の見直しに併せ、石綿健康被害救済部を中心に組織の見直しを行う。	・石綿による健康被害の救済に関する法律の政府の見直しに併せて行うこととされている石綿健康被害救済部を中心とした組織の見直し状況							
2. 業務運営の効率化	2. 業務運営の効率化	2. 業務運営の効率化	A	A	A	A	A	A	一般管理費については、計画目標値15%を超える約23%の削減を行うとともに、業務経費についても、計画目標値(各勘定ごとに5%を超える)を超える削減を各勘定で行っている。人件費についても、人員の5%の削減を達成するとともに、ラスパイレズ指数も減少傾向にあり公表も適切になされている。 また、随意契約については、競争性のない随意契約を原則なくし、競争入札にすることに努力した結果、競争性の無い契約は金額、件数とも極めてわずかになっている。 さらに、契約手続審査委員会の設置等、チェック体制の強化が図られるなどしており、中期目標を十分達成している。
	機構の業務運営の効率化を図るため、外部有識者からなる委員会を活用しその意見を業務運営に反映させる。また、外部の専門機関の活用が適当と考えられる業務については、外部委託を活用するものとする。	・外部有識者からなる委員会での意見の反映状況 ・外部委託の活用状況							
(1) 経費の効率化・削減	(1) 経費の効率化・削減	(1) 経費の効率化・削減							
一般管理費、業務経費及び人件費について、業務運営の効率化を進め、以下の効率化・削減を図ること。	一般管理費、業務経費及び人件費について、業務運営の効率化を進め、以下の効率化・削減を図る。								

中期目標	中期計画	評価項目	各年度の評価結果					中期目標 評価	中期目標の達成に向けた状況等
			評価の方法、視点等	H21	H22	H23	H24		
①一般管理費 一般管理費（人件費を除く。）について、本中期目標期間の最終年度において第一期中期目標期間の最終年度（平成20年度）比で15%を上回る削減を行うこと。	①一般管理費 一般管理費（人件費を除く。）について、本中期計画期間の最終年度において第一期中期目標期間の最終年度（平成20年度）比で15%を上回る削減を行う。	・一般管理費の削減状況							
②業務経費 公害健康被害補償業務、地球環境基金業務、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務、維持管理積立金の管理業務、承継業務、のうち補償給付費等の法令に基づく義務的な経費以外の運営費交付金を充当する業務経費（人件費を除く。）及び石綿健康被害救済関係経費に係る業務経費（人件費、石綿健康被害救済給付金及び特殊要因に基づく経費を除く。）について、本中期目標期間の最終年度において第一期中期目標期間の最終年度（平成20年度）比で5%を上回る削減を各勘定で行うこと。	②業務経費 公害健康被害補償業務、地球環境基金業務、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務、維持管理積立金の管理業務、承継業務、のうち補償給付費等の法令に基づく義務的な経費以外の運営費交付金を充当する業務経費（人件費を除く。）及び石綿健康被害救済関係経費に係る業務経費（人件費、石綿健康被害救済給付金及び特殊要因に基づく経費を除く。）について、本中期計画期間の最終年度において第一期中期目標期間の最終年度（平成20年度）比で5%を上回る削減を各勘定で行う。	・業務経費の削減状況							

中期目標	中期計画	評価項目	各年度の評価結果					中期目標 評価	中期目標の達成に向けた状況等
			評価の方法、視点等	H21	H22	H23	H24		
<p>③人件費</p> <p>人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）等に基づく平成18年度から5年間で5%以上を基本とする削減について、引き続き着実に実施するとともに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、総人件費改革の取組を23年度まで継続すること。</p> <p>また、機構の給与水準（平成19年度、事務・技術職員）は、対国家公務員指数で114.7に下がった（平成18年度指数119.3）ものの、なお国家公務員給与の水準を上回っており、是正に向けて取り組む必要があると認められ、管理部門等の見直し等を通じ、給与水準の見直しを行うとともに、こうした取組状況や給与水準の検証結果について公表すること。</p>	<p>③人件費</p> <p>人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）等に基づき、平成18年度以降の5年間における人員の5%削減を実施するとともに「経済財政運営と構造改革に関する方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づく取組を平成23年度まで継続する。</p> <p>また、給与水準の見直しを行うとともに、こうした取組状況や給与水準の検証結果について公表する。</p>	<p>・人員削減についての行革推進法等に基づく取組状況</p> <p>・給与水準の見直しに係る取組及び検証結果の公表状況</p>							
<p>④その他</p> <p>官民競争入札等の活用が出来る業務を検証する観点から業務の見直しを速やかに実施すること。</p>	<p>④その他</p> <p>官民競争入札等の活用ができる業務を検証する観点から業務の見直しを速やかに実施する。</p>	<p>・官民競争入札等の活用ができる業務の検証状況</p>							
<p>(2) 随意契約の見直し</p>	<p>(2) 随意契約の見直し</p>	<p>(2) 随意契約等の見直し</p>							
<p>契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進すること。</p>	<p>契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進する。</p>								

中期目標	中期計画	評価項目	各年度の評価結果					中期目標評価	中期目標の達成に向けた状況等
			評価の方法、視点等	H21	H22	H23	H24		
①「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表すること。	①「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表する。	・「随意契約見直し計画」等に基づく取組の実施状況及び公表状況							
②特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施すること。	②特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施する。	・契約に係る規程類の整備状況及びその運用状況 ・契約事務手続に係る執行体制や審査体制の状況							
また、監事による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受けるものとする。	また、監事による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受ける。	・監事による監査の実施状況							
3. 業務における環境配慮	3. 業務における環境配慮	3. 業務における環境配慮	A	A	A	A	A	A	温室効果ガス排出量については、平成18年度比3%を大幅に上回る35.6%削減しており、大いに評価できる。 また、環境報告書についても毎年度作成し公表しており、中期目標を十分に達成している。
業務における環境配慮に徹底し、環境負荷の低減を図るため、以下の取組を推進すること。	業務における環境配慮を徹底し、環境負荷の低減を図るため、以下の取組を推進する。								
(1) 毎年度「環境報告書」を作成し、これを公表すること。	(1) 毎年度「環境報告書」を作成し、公表する。	・環境報告書の作成・公表状況							
(2) 温室効果ガスの排出削減については、実施計画の着実な実行により、削減目標を達成すること。	(2) 温室効果ガスについては、機構の温室効果ガス排出抑制等のため実行すべき措置についての実施計画（平成20年1月8日）に基づき、平成22～24年度において平成18年度比3%削減の達成に向け取り組む。	・温室効果ガス排出抑制等のため実行すべき措置についての実施計画に基づいた取組状況							

中期目標	中期計画	評価項目	各年度の評価結果					中期目標評価	中期目標の達成に向けた状況等
			評価の方法、視点等	H21	H22	H23	H24		
IV. 財務内容の改善に関する事項	IV. 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画	III. 財務内容の改善に関する事項	A	A	A	A	A	A	各項目の評価を踏まえると、5カ年を通じ、いずれの項目においても成果を上げていることから、中期目標を十分達成している。
		(1) 予算							
1. 予算、収支計画及び資金計画の作成等 自己収入・寄付金の確保に努め、「III. 業務運営の効率化に関する事項」で定める事項に配慮した中期計画の予算及び資金計画を作成し、当該予算による運営を行うこと。	1. 予算 2. 収支計画 3. 資金計画	・「II.業務運営の効率化に関する事項」の「2. (1)経費の効率化・削減」において評価							
	2.	(2) 財務の状況							
		<ul style="list-style-type: none"> ・当期総利益（又は当期総損失）発生要因分析 ・利益剰余金（又は繰越欠損金）の計上妥当性の検証 ・運営費交付金債務と業務運営との関係についての分析 ・資金運用の実績、資金運用の基本方針等（法人の責任の在り方を含む）の明示 ・資金運用している債券の時価（為替リスクを含む）情報の明示状況 ・剰余金の使途の状況 	A	A	A	A	A	A	各勘定の業務運営の効率化や債権の回収等の進展により、計画額を上回る利益を上げるとともに、運営費交付金債務の状況等についても明確に分析され明示されており、中期目標を十分達成している。

中期目標	中期計画	評価項目	各年度の評価結果					中期目標評価	中期目標の達成に向けた状況等
			評価の方法、視点等	H21	H22	H23	H24		
2. 承継業務に係る債権・債務の適切な処理	4. 承継業務に係る債権・債務の適切な処理	(3) 承継業務に係る債権・債務の適切な処理	A	A	A	A	A	A	旧環境事業団から継承された債権の回収が大幅に進展し、正常債権以外の債権残高が中期目標を大きく上回り約200億円まで縮小し、回収業務のための補助金交付額も大きく削減されていることは評価できる。また、サービスの委託も適切になされており、中期目標を十分に達成している。
<p>破産更生債権及びこれに準ずる債権並びに貸倒懸念債権について、債務者の経営状況を見極めつつ、回収と迅速な償却に取り組むことによって、本中期目標期間中にこれらの正常債権以外の債権を300億円以下にすることを目標とする。なお、経済情勢の変化に伴い正常債権以外の債権の新たな発生も予想されることから、これらの正常債権以外の債権に対する取組状況が明確になるように、債権区分ごとに、回収額、償却額、債権の区分移動の状況を明示するものとする。</p> <p>また、本中期目標期間内に完済の見込めない債権は、原則としてサービスに委託し、本中期目標期間中におけるサービス委託債権残高に対する具体的な目標を定め、委託することとし、回収率の向上及び回収額の増大に取り組むこと。</p> <p>なお、環境省は、独立行政法人環境再生保全機構法附則第13条に基づき、債権管理回収業務の確実かつ円滑な実施のため必要な補助金を要求する。</p>	<p>(1) 承継業務においては、旧環境事業団から承継された建設譲渡事業及び貸付事業に係る債権の回収を進め、同事業の財源となった財政投融资資金の返済を確実にやっていく必要がある。</p> <p>平成21年度期首において約470億円と見込まれる破産更生債権及びこれに準ずる債権並びに貸倒懸念債権（以下「正常債権以外の債権」という）の残高を本中期計画期間中に300億円以下に圧縮することを目指す。</p> <p>なお、経済情勢の変化に伴い、正常債権以外の債権の新たな発生も予想されることから、これらの正常債権以外の債権に対する取組状況が明確になるように、債権区分ごとに、回収額、償却額、債権の区分移動の状況を明示することとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 債権回収計画の策定状況 債権回収計画に対する実績状況と、計画と実績の乖離についての要因分析 破産更生債権及びこれに準ずる債権並びに貸倒懸念債権のうち返済確実性の認められない債権に係る償却処理状況 							

中期目標	中期計画	評価項目	各年度の評価結果					中期目標 評価	中期目標の達成に向けた状況等
			評価の方法、視点等	H21	H22	H23	H24		
	<p>①約定弁済先の管理強化</p> <p>債務者個々の企業の財務収支状況、資金繰り、金融機関との取引状況等債務者企業の経営状況の把握に努めるとともに、約定弁済先が万一、経営困難に陥るなど、弁済が滞る恐れが生じた場合や滞った場合には迅速かつ適切な措置を講ずる。</p>	<p>・約定弁済先の管理強化に係る取組状況</p>							
	<p>②返済態勢</p> <p>延滞債権は的確に返済確実性を見極め、償却処理、法的処理を実施するほか、民事再生法、特定調停等による回収計画の策定等、透明性を確保しつつ弁済方法の約定化に努める。</p>	<p>・返済態勢による回収状況（法的処理、債権分割によるものを除く）</p>							
	<p>③法的処理</p> <p>債権の保全と確実な回収を図るため、訴訟、競売等法的処理が適当と判断されるものについては厳正な法的処理を進める。</p>	<p>・法的処理の推進状況及び回収状況</p>							
	<p>④償却処理</p> <p>形式破綻、あるいは実質破綻先で担保処分に移行することを決定したもの等、償却適状となった債権は迅速に償却処理する。</p>	<p>・前3項目による正常債権以外の債権の圧縮状況</p>							

中期目標	中期計画	評価項目	各年度の評価結果					中期目標 評価	中期目標の達成に向けた状況等
			評価の方法、視点等	H21	H22	H23	H24		
	(2) サービス委託の推進と経費の効率化・削減								
	<p>返済確実性が見込めない債権は、原則、サービス委託とし、中期計画期間中に業務運営の効率性の範囲内で、平成20年度末の委託債権残高（見込157億円）の2割に相当する債権を新たにサービスに委託することを見込む。</p> <p>ただし、民事再生計画等に基づき通常弁済を行っている債権や、破産手続等が終結し、今後の回収が見込めない債権等、効率性の観点から委託の必要のない債権については、委託を解除し機構の直轄とする。</p> <p>機構の債権管理回収業務を自律的かつ効率的に運営する上で、サービスに対する機構の管理監督機能をより充実させ、回収強化を図る。</p> <p>なお上記の正常債権以外の債権の処理にあたっては、経費削減、債券発行による資金調達及び回収努力等の最大限の自助努力を行うことを前提として、貸倒損失の補填に必要な補助金（未収財源措置予定額を上限とする）が、予算の定めるところにより交付されることを見込んでいる。</p>	・サービス委託の推進と経費の効率化・削減状況							
	V. 短期借入金の限度額	(4) 短期借入金の限度額	A	A	A	A	A	A	資金の計画的、機動的な管理に努めており、中期目標を十分に達成している。
	年度内における一時的な資金不足等に対応するための短期借入金の限度額は、単年度18,600百万円とする。	・短期借入金の借入状況							

中期目標	中期計画	評価項目	各年度の評価結果					中期目標評価	中期目標の達成に向けた状況等
			評価の方法、視点等	H21	H22	H23	H24		
3. 保有資産の見直し	VI. 重要な財産の処分等に関する計画	(5) 重要な財産の処分等に関する計画	A	B	A	A	A	A	平成 25 年度内に戸塚宿舎の国庫納付を完了しており、中期目標を十分達成している。
戸塚宿舎については、国の資産債務改革の趣旨を踏まえ、本中期目標期間中に売却すること。	戸塚宿舎については、本中期計画期間中に売却する。	・戸塚宿舎売却の措置状況							
	VII. 剰余金の使途	(6) 剰余金の使途						—	
	なし	・「財務の状況」において評価							
		(7) 保有資産の見直し						—	
		・固定資産の活用状況（減損処理）							
V. その他の業務運営に関する重要事項	VIII. その他主務省令で定める業務運営に関する事項	IV. その他業務運営に関する事項	A	A	A	A	A	A	各項目の評価を踏まえると、5カ年を通じ、全体として適切に成果を上げており、中期目標を十分達成している。
	1. 施設及び設備に関する計画							—	
	なし								
	2. 職員の人事に関する計画	(1) 職員の人事に関する計画	A	A	A	A	A	A	階層別の研修会や各部主催の勉強会など職員の能力向上のための研修が活発になされている。 また、人事評価制度の見直しを通して、職員の業績や能力を把握しその結果を昇給・昇格に反映するなど、職員のモチベーションを高める努力が行われており、中期目標を十分達成している。

中期目標	中期計画	評価項目	各年度の評価結果					中期目標 評価	中期目標の達成に向けた状況等	
			評価の方法、視点等	H21	H22	H23	H24			H25
<p>機構は、業務運営の効率化及び業務の質の向上に関する目標の達成を図るため、職員の資質向上のための研修に関する計画を定め、それを着実に実施するものとする。</p> <p>また、人事評価制度の実施にあたっては、適正な評価制度の運用を行うとともに、給与体系を見直すこと。</p>	(1) 業務処理方法の改善等を図り組織のスリム化に努めるとともに、各業務の特性や業務量を踏まえ、組織編成及び人員配置を実情に即して見直す。具体的には、管理部門と事業管理部の縮減等を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・適材適所に応じた人員配置の状況 ・管理部門と事業管理部の縮減等の状況 								
	(2) 質の高いサービスの提供を行うことができるように、担当業務に必要な知識・技術の習得、職員の能力開発等を図るため各種研修を実施する。	・職員研修の実施状況								
	(3) 人事評価制度の適正な運用を行い、評価結果を人事及び給与等に反映し、士気の高い組織運営に努める。	・職員の意識の向上と成果に応じた業績評価をはじめとした人事評価制度の適正な運用状況								
	(4) 人員に関する指標	・常勤職員数の状況								
	①管理部門（総務部・経理部）及び事業管理部については、業務の改善・見直しを進めることにより、期末の常勤職員数を期初の9割以下とする。									
	②大阪支部を廃止することに伴い、支部の職員を2名削減する。									

中期目標	中期計画	評価項目	各年度の評価結果					中期目標 評価	中期目標の達成に向けた状況等
			評価の方法、視点等	H21	H22	H23	H24		
	<p>③石綿健康被害救済法の見直しに合わせ実施する組織全体の見直しに際しては、必要な人員について、石綿健康被害者の迅速な救済の確保を前提にしつつ、既存業務の合理化により確保するなど、組織の肥大化防止に十分配慮する。</p> <p>(参考1) 期初の常勤職員数 146 人 期末の常勤職員数の見込み 140 人</p> <p>(参考2) 中期目標期間中の人件費総額見込み 6,614 百万円 ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当及び超過勤務手当に相当する範囲の費用である。</p>								
	3. 積立金の処分に関する事項	(2) 積立金の処分に関する事項	A	A	A	A	A	A	
	前中期目標期間の最終事業年度において、独立行政法人通則法第 44 条の処理を行ってなお積立金があるときは、主務大臣の承認を受けた金額について、公害健康被害予防事業及び債権管理回収業務(未収財源措置予定額)等の財源に充てることとする。	・積立金の処分に関する状況							
	4. その他当該中期目標を達成するために必要な事項							-	
	なし								

2.業務運営の改善に関する事項の検討（*）

業務運営の改善に関すること（業務の継続の必要性、業務運営の効率化等業務全般について）

これまで、機構は、研究開発を除く環境行政の唯一の実施機関である独立行政法人として、公害問題から地球環境問題までの多岐に渡る事務事業を実施してきたところであり、毎年度の業務実績評価においても一定の評価がなされてきたところである。他方、環境行政に求められる期待と役割は益々大きなものとなっており、環境行政の中核を担う環境省の業務も年々拡大の一途を辿っているところであり、「効率的で質の高い行政」を実現していくことが益々求められている。

機構においては、このような環境行政が置かれている状況やニーズの高まりを念頭に置きつつ、現在、機構が所掌する事務事業を取り巻く現状を十分に認識した上で、引き続き、業務の改善に積極的に取り組み、各事務事業を効率的かつ効果的に推進していく必要がある。

については、「効率的で質の高い行政」の実現に向け、以下に示す点を参考にしつつ業務の改善等により一層努められたい。

<業務運営の改善等に向けた留意点>

機構は、各事務事業の実施に当たっては、以下の点に留意すべき。

- ・ 公害健康被害補償業務及び公害健康被害予防事業については、歴史的な背景とその重要性に鑑み、より有効な業務内容を目指すべき。
- ・ 地球環境基金業務については、今後とも、様々なニーズに応えられるよう、より広い視野をもって事業に取り組むべき。
- ・ ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金や維持管理積立金の管理業務については、引き続き、事務の適正な処理に努めるべき。
- ・ 石綿健康被害救済業務については、制度の周知徹底を図りつつ、今後の患者の推移を踏まえたより適切な対応を図るべき。
- ・ 債権の管理回収業務については、非正常債権の回収により一層努めるべき。

セキュリティ対策については、近年、外部委託先から個人情報情報の漏洩事故が発生する事例が一般的に多く見受けられることから、現在実施している外部委託先の管理体制の適切性にまで踏み込んだ対策の実施についても検討することが必要。

また、広報や助成、研修などについては、引き続き、事業効果の把握に努めつつそれを事業に適切に反映するなどして、より一層の改善を図っていくことが必要。

さらに、医療機関やNPO等との連携の進展状況に比して、国の関係行政機関との連携にはなお改善の余地があり、より効果的連携のあり方等を検討することが必要。

なお、新たな環境問題への対応が望まれる可能性も高く、それらの対応策を含め、新たな業務が加わることも予想される。今後は、ある程度軌道に乗った業務や将来性を見据えた業務など、各業務の状況に応じた重み付けを配して年度初めに業務の重点化を図るなど業務の自由度を確保することも重要であり、今後とも、独立行政法人の鑑となるよう、法人全体の施策実施能力をより高めつつ、事務事業の適切な実施確保に邁進されたい。

（*）中期目標に係る業務の実績の評価にあたっては、業務の継続の必要性、組織の在り方等業務全般の検討とする。

3.総合評価（事項別評価を踏まえて、業務実績の全体の評価）

各年度の総合評価結果		中期目標総合評価	業務実績全体の評価；左記の判断の理由、根拠等
平成 21 年度	A	A	<p>機構の業務全体を通じて意欲的な組織運営がなされており、中期目標に定められた数値目標も順調に達成されている。</p> <p>また、毎年の業績評価等を通じた指摘事項についても丁寧に対応することにより、定性的な目標についても着実な進展が見られるなど、全体的に計画に比して順調な実績を挙げており、中期目標を十分達成している。</p> <p>特に、内部統制の強化においては、トップダウンとボトムアップの融合や横の連携強化、リーダー職のマネジメント強化が図られている。</p> <p>また、業務の実施を通じて、患者団体やNPO、環境パートナーシップオフィス、自治体等関連機関によるパートナーシップの形成がより一層図られており、組織の活性化にもつながっている。とりわけ、地球環境基金のあり方検討では、内外の関係者による活発な意見交換が行われたことにより、次期計画に向けた先駆的な内容が盛り込まれるなど、全体として統合的な取組が戦略的になされている。</p> <p>加えて、財務面においても、債権回収が進んだことなどにより改善がなされ、計画以上の利益が確保されたところでもあり、大いに評価できる。</p> <p>なお、機構においては、石綿健康被害等の被害者救済に向けた様々な業務を実施し一定の成果をあげてきたところであるが、一方でこうした救済業務は被害状況の変化に応じた適切な対応が求められるところでもあり、定期的に適切な見直しを行うなどして、被害者救済制度の社会的意義を踏まえ、政策実施機関としての責務を果たしていくことが望まれる。</p>
平成 22 年度	A		
平成 23 年度	A		
平成 24 年度	A		
平成 25 年度	A		

●評価の基準

- S : 中期目標の達成に向け、特に優れた成果をあげている。
 - A : 中期目標の達成に向け、適切に成果をあげている。
 - B : 中期目標の達成に向け、概ね適切に成果をあげている。
 - C : 中期目標の達成に向け、業務の進捗がやや遅れており、改善すべき点がある。
 - D : 中期目標の達成に向け、大幅な改善が必要である。
- (注) 評価に当たっては、その理由、根拠等を附すものとする。